

令和５年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施状況

交付対象事業の名称	事業の概要（計画） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費	臨時交付金 利用額	実績	効果
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【低所得者世帯給付金】	①新型コロナウイルス感染症による価格高騰の影響を受けている町内の住民税非課税の全世帯を対象に一律の給付金を支給する ②低所得世帯への給付金 ③給付金 30,690,000円 （内訳）令和5年度分非課税世帯 1,023世帯×30,000円＝30,690,000円 ④令和5年度分の住民税非課税世帯	30,750,000	30,690,000	対象の1,025世帯に給付した	新型コロナウイルス感染症による価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯への支援に繋げ、生活の維持に寄与した。
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（事務費）	①新型コロナウイルス感染症による価格高騰の影響を受けている町内の住民税非課税の全世帯を対象とする支援を行うにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③事務費 会計年度職員報酬6,917円×15日×4カ月×2名＝830,040円 7,124円×15日×4ヶ月×1名＝427,440円 消耗品760,000円 印刷製本費13,200円 郵便料214,241円 システム改修費77,000円 ④町内非課税世帯	2,266,104	2,266,000	上記にかかる事務経費	新型コロナウイルス感染症による価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯への支援に繋げ、生活の維持に寄与した。
電力・ガス・食料品等価格高騰等による事業者支援金	①②新型コロナウイルス感染症の影響による電力・ガス・食料品等価格高騰等に負担を強いられている町内の全中小事業者に対して一律の給付金の支給を行う（大企業は除く） ③個人50千円×222社＋法人（従業員数14人以下）150千円×78件＋法人（従業員数15人以上）250千円×15件＋法人（従業員数40人以下）500千円×9社＝31,050千円 ④町内の事業者又は、個人事業主で町内に在住し町外で店舗若しくは事業所を有する者	31,050,000	31,050,000	対象の324事業者に給付した	電力・ガス・食料品等価格高騰等に負担を強いられている町内の全中小事業者への支援に繋げ、事業継続の維持に寄与した。
小中学校給食費免除措置	①町内小中学校の5ヶ月分（10,11,12,1,2月）の給食費を免除し、新型コロナウイルス感染症による価格高騰の影響を受けている町民の負担軽減を図る ②町内小中学校5ヶ月分の給食費を交付対象経費として一般会計に充当する ③小学校420人×月額給食費3,300円×5カ月＝6,930千円 中学校180人×月額給食費3,850円×5カ月＝3,465千円 ④町内小中学生	16,194,596	7,317,000	全小中学生2,879人分の給食費5カ月分を免除した	給食費の賄材料費に充当することで食材調達及び保護者の負担軽減を図った。
保育所等給食支援事業費補助金	①コロナ禍における原油価格及び物価高騰等による給食費等への負担軽減に必要な費用を予算の範囲内において交付する。 ②施設単位ごとに次の式で算式算出された額の合計額 給食費（※1）×物価上昇率（※2）×認定区分ごとの対象園児数（月額）（※3）で算出した金額 ※1 給食費の基準単価 主食費と副食費：7,500円 ※2 物価上昇率 物価上昇率については、10％とする。 ※3 対象園児数 毎月月初日の園児数とする ③7,500円*10%*85人*12ヵ月＝765千円 765千円*1/2＝382千円（1/2とする理由は、各施設には1/1で交付するが鹿児島県保育所等給食支援事業費補助金から1/2の補助を受ける為。） ④補助対象者は次の各号を全て満たす町内の保育施設の設置者とする。(1) 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること(2) 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと(3) 給食を月10日以上実施していること	643,000	115,000	対象の3施設に給付した	物価高騰による食料調達への影響を軽減し、事業継続の支援を行った。
合計		80,903,700	71,438,000		

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実施状況

交付対象事業の名称	事業の概要（計画） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費	臨時交付金 利用額	実績	効果
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 1209世帯×70千円 事務費 2760千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 （1209世帯）	76,423,577	63,974,000	対象の1060件に給付した	物価高が続く中で低所得世帯への支援に繋げ、生活の維持に寄与した。
物価高騰対応重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中、住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税される世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税される世帯 約300世帯(概算)×100千円 事務費 360千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 人件費 その他 として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ課税される世帯 （約300世帯(概算)）	13,800,281	13,800,007	住民税均等割のみ課税される138世帯に給付した	個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯への支援に繋げ、生活の維持に寄与した。
物価高騰対応重点支援子ども加算給付金【物価高騰対策給付金】	① 物価高騰の影響を受けている町内の低所得世帯の子どもを対象に一律の給付金を支給する。 ② 低所得世帯への給付金 ③ 給付金額 非課税世帯、または均等割りのみ課税世帯の子ども約160名×5万円＝800万円 事務費 213千円 事務費の内容 需用費（事務用品等） ④ R5年度分住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯の18歳以下の子どもがいる世帯	9,164,993	9,164,993	対象の179件に給付した	子どもを扶養する物価高騰の影響を受けている低所得世帯への支援に繋げ、生活の維持に寄与した。
龍郷町物価高騰対策子育て支援金	① 物価高騰に伴う子育て世帯の支援として、町内の中学生までの児童を対象に一律の給付金を支給する。 ② 給付金 ③ 約970人×20千円＝19,400千円 ④ 令和5年12月1日本町に住所があり、平成20年4月2日以降に生まれた子	18,940,000	18,669,000	対象の947件に給付した	子育て世帯への一律給付で物価高騰による家計への支援を行った。
龍郷町物価高騰対策による福祉施設支援金	① 食料品価格等の物価高騰に伴い、食事提供がある介護福祉事業所、障害福祉事業所を対象に入所者数に応じて支援金を支給する。 ② 事業所への支援金 ③ 入所系施設（1日3食提供）10施設約410人×20千円＝820万円 通所系施設（昼食のみ提供）11施設約250人×8千円＝200万円 合計10,200千円	10,240,000	10,240,000	対象の21施設に給付した	物価高騰による食料調達への影響を軽減し、事業継続の支援を行った。
合計		128,568,851	115,848,000		